

指定通所介護事業/指定介護予防通所介護事業 デイサービスセンターこんぺいとう 運営規定

第1条 株式会社エイチ・ジーが開設する「デイサービスセンターこんぺいとう」の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護状態にある者(以下「要介護者」という)又は要支援状態にある者(以下「要支援者」)に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 「デイサービスセンターこんぺいとう」の従業者は、要介護者又は要支援者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び身体機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

(2) 指定通所介護は利用者の利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行う。

(3) 通所介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

(名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名 称 デイサービスセンターこんぺいとう

(2) 所在地 神戸市北区山田町下谷上字門口10番3号

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1人(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所介護の提供に当たる。

(2) 従業者

①生活相談員1人以上

②介護職員6人以上

③看護職員1人以上

④機能訓練指導員1人 【非常勤5人(看護職員兼)】

従業者は、指定居宅介護通所介護又は指定介護予防通所介護を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 : 月曜日から土曜日 但し、12月30日～1月3日までを除く毎日

(2) 営業時間 : 8:30 ～ 17:30

(サービス提供時間 9:00～16:45)

(指定通所介護の利用定員)

第7条 指定通所介護の利用定員は、次の通りとする。

1単位40名まで

(指定数貯介護の内容)

第8条 指定通所介護の利用定員は、次の通りとする。

(1) 指定通所介護事業

①通常規模型通所介護 ②食事の提供 ③居宅と事業所間の送迎

④通所介護の施設における入浴介助 ⑤個別機能訓練サービス

(2) 指定介護予防通所介護

①食事の提供 ②入浴介助 ③居宅と事業所間の送迎 ④運動機能向上

(通常の事業の実施範囲)

第9条 神戸市北区

(利用料その他の費用の額)

第10条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

(2) 第9条に規定した通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎費については、以下の額を徴収する。

①通常のサービス提供地域の境界より10km未満 100円

②通常のサービス提供地域の境界より10km以上 100円

③以降10km毎に 100円

(3) 利用者の希望によって提供される法定外サービスについては以下の額を徴収する。

・食事の提供に係る費用 630円

・おやつ代 120円

・タオルリース代 120円

・レクリエーション費用 実費

・おむつ代 実費

(4) その他、日常生活・行事等にかかる費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又は家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

- (5) 上記2～4の支払いを受ける場合には利用者の希望に応じ、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に記名を受ける。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第12条 通所介護サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合及び事故発生時、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかにケアマネージャ、主治医または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。また、場合によっては、最寄りの福祉事務所など行政機関に連絡を取り必要な措置を講じます。

(非常災害対策)

第13条 消防法施工規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の被害に対処する計画に基づき、また消防法8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 防火管理者は事務所管理者を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。

(2) 始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

(3) 非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。

(4) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難） 年1回以上

②利用者を含めた総合訓練 年1回以上

③非常災害設備の使用方法的徹底 随時

(5) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(相談・苦情)

第14条 利用者及びその家族からの相談、苦情に対応する窓口を設置し、匿名でも苦情申し込み可能な目安箱を施設内に設置し通所介護サービスに関する利用者の要望、苦情内容に沿って事実が発生した部署又は職員に対し、事実関係を聴取する際の留意事項等を踏まえ、その都度適切な方法を選択して確認及び調査を致します。苦情受付報告及び対応策を文書化し、直接ご返答若しくは施設内に掲示の上、改善いたします。

サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所ご利用者相談・苦情担当者

担当窓口

①こんぺいとう管理者（生活相談員兼）

塩谷 昌紀

②こんぺいとう相談員（介護職員兼）

富田 伸子

TEL：078-583-0894 FAX：078-583-0895

（２）本社のご利用者相談・苦情担当者

担当者 堀越 健一

株式会社エイチ・ジー

兵庫県神戸市北区山田町下谷上字門口 9-4

TEL：078 - 582 - 4448 FAX：078 - 582 - 4449

（３）その他

上記以外に市区町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

①神戸市若しくは最寄りの福祉事務所

②神戸市役所福祉局監査指導部（介護保険サービスに関すること）

TEL：078-322-6326

受付時間：8：45～12：00 13：00～17：30（平日）

③要介護施設従業者による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）

TEL：078-322-6774

受付時間：8：45～12：00 13：00～17：30（平日）

④兵庫県国民健康保険団体連合会（介護保険サービスに関すること）

TEL：078-332-5617

受付時間：8：45～17：15（平日）

⑤神戸市消費生活センター（サービスの質や契約に関すること）

TEL：078-371-1221

受付時間：8：45～17：00（平日）

（その他運営に関する留意事項）

第15条 従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

①採用時研修 採用後3カ月以内

②継続研修 年2回

（２）個人情報の取り扱いについて

①秘密の保持

事業者およびその授業員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密義務は契約終了後も同様です。

②個人情報使用

事業者及びその従業員は利用者及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することができます。

I 使用する目的

・介護保険法に関する法令に従い、居宅サービス計画に基づき、通所介護サービス

等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議当において必要な場合

- ・容態急変等における施設外での医療行為が必要になった場合

II 使用に当たっての条件

- ・個人情報の提供は I に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ・個人情報を使用した会議、相手方、内容等を記録します。

III 個人情報の内容（例示）

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等従業者が通所を行うために最小限必要な利用者や家族個人に関する情報
- ・認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）等

（３）記録の保存について

当事業所は、通所介護に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

（４）この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社エイチ・ジーと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（付則） この規定は令和７年５月１日から施行する。